



宮 崎 県 公 報

令和 7 年 5 月 22 日（木曜日） 第 613 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・P クリエイションズ株式会社発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料（送料共） 1 年 64,800 円

目 次

告 示	頁	公 告
○保安林の指定予定……………（自然環境課） 1		支援法人の支援業務を行う事務所の所在地の変 更……………（建築住宅課） 3
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知の宛先 人不明について……………（ “ ” ） 1		○危険物取扱作業の保安に関する講習の実施……………（消防保安課） 3
○歳入の収納の事務の委託……………（山村・材振興課） 1		○土地改良区の役員の就任の届出（2 件）……………（団体指導検査課） 4
○道路の区域の変更（4 件）……………（道路保全課） 2		○土地改良区の役員の就退任の届出（3 件）……………（ “ ” ） 4
○道路の供用の開始（2 件）……………（ “ ” ） 2		○土地改良区の定款変更の認可（3 件）……………（ “ ” ） 6
○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促 進に関する法律に基づく住宅確保要配慮者居住		○地籍調査に関する事業計画の決定……………（農村整備課） 6
		人事委員会規則
		○職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を 改正する規則…………… 6

告 示

宮崎県告示第 300号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和 7 年 5 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林予定森林の所在場所 日南市大字風田字鼠尾1857－7、1857－8、1857－11、1857－12、1857－27、1857－29
 - 指定の目的 土砂の流出の防備
 - 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 301号

保安林の指定施業要件の変更予定の通知（令和 7 年宮崎県告示第 196号）に係る保安林の所有者及びその保安林に関し登記した権利を有する者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第 249号）第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定の通知の内容を、当該保安林の属する市の市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和 7 年 5 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

- 小林市役所
永江嘉内
- えびの市役所
永田利治、小屋敷時正

2 通知の要旨

- 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
- 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和 7 年宮崎県告示第 196号によること。

宮崎県告示第 302号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第12号）附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされた公金事務について、同令第 1 条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1 項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

令和 7 年 5 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

委 託 し た 収 納 事 務	委 託 先	委 託 期 間
林業・木材 産業改善資 金の貸付事 業に係る貸 付金の元利 償還金及び 違約金の収 納事務	宮崎県森林組合連合会 宮崎中央森林組合 南那珂森林組合 都城森林組合 西諸地区森林組合 児湯広域森林組合 延岡地区森林組合 耳川広域森林組合 西臼杵森林組合 宮崎県木材協同組合連合 会	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで

日南製材事業協同組合
都城地区製材業協同組合
西都地区製材協同組合

宮崎県告示第 303号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 7 年 5 月 22 日から同年 6 月 5 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 5 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
29	県道	高原野 尻線	西諸県郡高 原町大字西 麓字目ノ崎 4357番6地 先から同郡 同町同大字 同字4357番 5地先まで	旧	14.4～ 47.5	98.2
				新	13.5～ 23.0	98.2

宮崎県告示第 304号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 7 年 5 月 22 日から同年 6 月 5 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 5 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
202	県道	鞍岡赤 谷線	西臼杵郡五 ヶ瀬町大字 鞍岡字戸鼻 6155番8地 先から同郡 同町同大字 同字6155番 8地先まで	旧	5.2～ 5.5	5.9
				新	5.5～ 8.5	5.9

宮崎県告示第 305号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 7 年 5 月 22 日から同年 6 月 5 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 5 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
207	県道	岩戸延 岡線	西臼杵郡高 千穂町大字 上岩戸字大 猿渡88番5 地先から同 郡同町同大 字同字88番 8まで	旧	4.1～ 5.2	30.0
				新	11.4～ 13.3	30.0

宮崎県告示第 306号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 7 年 5 月 22 日から同年 6 月 5 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 5 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
210	県道	宇納間 日之影 線	西臼杵郡日 之影町大字 分城字祝野 本39番51地 先から同郡 同町同大字 同字39番51 地先まで	旧	12.8～ 25.2	70.0
				新	13.6～ 27.9	70.0

宮崎県告示第 307号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 7 年 5 月 22 日から同年 6 月 5 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 5 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
202	県道	鞍岡赤 谷線	西臼杵郡五 ヶ瀬町大字 鞍岡字戸鼻 6155番8地 先から同郡 同町同大字 同字6155番 8地先まで	令和 7 年 5 月 22 日

宮崎県告示第 308号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和7年5月22日から同年6月5日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年5月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
207	県道	岩戸延岡線	西臼杵郡高千穂町大字上岩戸字大猿渡88番5地先から同郡同町同大字同字88番8まで	令和7年5月22日

宮崎県告示第 309号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第 112号）第41条第2項の規定により、住宅確保要配慮者居住支援法人の支援業務を行う事務所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和7年5月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 住宅確保要配慮者居住支援法人の名称

株式会社 G O T O P L U S

2 届出事項

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
支援業務を行う事務所の所在地	宮崎市霧島2丁目128番霧島ビル403	宮崎市村角町北原2189番地1	令和7年2月1日

公 告

消防法（昭和23年法律第 186号）第13条の23の規定により、危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり実施する。

令和7年5月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 講習の種別、日時及び場所

種 別	日 時	場 所
給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習	7月29日（火） 13：30～16：30	小林中央公民館 小林市細野38番地1
	8月5日（火） 9：30～12：30	西都市公民館 西都市聖陵町2丁目26番地
	8月8日（金） 9：30～12：30	日向市日知屋公民館 日向市大字日知屋1425番地1
	8月26日（火） 9：30～12：30	宮崎市中央公民館 宮崎市宮崎駅東1丁目2番地7
	8月27日（水） 9：30～12：30	宮崎市中央公民館 宮崎市宮崎駅東1丁目2番地7
	8月28日（木） 9：30～12：30	宮崎市中央公民館 宮崎市宮崎駅東1丁目2番地7
	9月5日（金） 9：30～12：30	南郷ハートフルセンター 日南市南郷町中村乙7051番地25
	9月8日（月） 9：30～12：30	都城市中央公民館 都城市姫城町7街区8号
	9月9日（火） 9：30～12：30	都城市中央公民館 都城市姫城町7街区8号
	9月17日（水） 13：30～16：30	高千穂町中央公民館 西臼杵郡高千穂町大字三田井723番地1
給油取扱所以外において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習	9月18日（木） 9：30～12：30	カルチャープラザのべおか 延岡市本小路39番地の1
	8月5日（火） 13：30～16：30	西都市公民館 西都市聖陵町2丁目26番地
	8月8日（金） 13：30～16：30	日向市日知屋公民館 日向市大字日知屋1425番地1
	8月26日（火） 13：30～16：30	宮崎市中央公民館 宮崎市宮崎駅東1丁目2番地7
	8月27日（水） 13：30～16：30	宮崎市中央公民館 宮崎市宮崎駅東1丁目2番地7
	8月28日（木） 13：30～16：30	宮崎市中央公民館 宮崎市宮崎駅東1丁目2番地7
	9月5日（金） 13：30～16：30	南郷ハートフルセンター 日南市南郷町中村乙7051番地25

9月8日（月） 13：30～16：30	都城市中央公民館 都城市姫城町7街区8号
9月9日（火） 13：30～16：30	都城市中央公民館 都城市姫城町7街区8号
9月18日（木） 13：30～16：30	カルチャープラザのべおか 延岡市本小路39番地の1
9月19日（金） 9：30～12：30 13：30～16：30	カルチャープラザのべおか 延岡市本小路39番地の1

2 講習の対象者

製造所、貯蔵所又は取扱所において現に危険物取扱作業に従事する者であって、甲種危険物取扱者免状、乙種危険物取扱者免状又は丙種危険物取扱者免状の交付を受けており、かつ、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第58条の14第1項若しくは第2項に規定する受講義務者

3 講習科目及び講習時間数

- (1) 危険物関係法令 1時間
(2) 危険物の火災予防等 2時間

4 受講申請書の受付期間

令和7年6月27日（金）から令和7年7月14日（月）まで（郵送の場合は、7月14日（月）の消印のあるものまで有効とする。）

5 受講申請書の提出先

宮崎市橋通東2丁目7番18号 大淀開発ビル内（〒880-0805）

一般社団法人宮崎県危険物安全協会

6 受講手数料

5,300円（宮崎県収入証紙により納付すること。）

7 その他

- (1) 受講申請書は、一般社団法人宮崎県危険物安全協会、各地区危険物安全協会、宮崎県総務部危機管理局消防保安課、各消防本部又は一部町村役場（西米良村、諸塚村、椎葉村、美郷町）で交付する。
(2) 詳細については、一般社団法人宮崎県危険物安全協会（電話0985（22）1868）又は宮崎県総務部危機管理局消防保安課（電話0985（26）7065）に問い合わせること。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、小林市土地改良区（小林市）の役員の就任について次のとおり届出があった。

令和7年5月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

就任した役員

役名	氏名	住所
理事	西之原 恵美子	小林市細野3152番地1

（任期：令和8年3月31日まで）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、宮崎市南部土地改良区（宮崎市）の役員の就任について次のとおり届出があった。

令和7年5月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

就任した役員

役名	氏名	住所
理事	岡原 明美	宮崎市東宮2丁目231番地

（任期：令和9年3月31日まで）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、天岩戸土地改良区（高千穂町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和7年5月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	甲斐 健興	西臼杵郡高千穂町大字岩戸5805番地
理事	佐藤 節生	西臼杵郡高千穂町大字上岩戸1344番地
理事	馬原 久光	西臼杵郡高千穂町大字岩戸5015番地
理事	飯沼 和浩	西臼杵郡高千穂町大字岩戸2430番地2
監事	稲葉 和幸	西臼杵郡高千穂町大字岩戸6237番地3
監事	興 梶 克百	西臼杵郡高千穂町大字岩戸2122番地
監事	佐藤 雅治	西臼杵郡高千穂町大字岩戸1165番地9

（任期：令和10年3月31日まで）

2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	甲斐 健興	西臼杵郡高千穂町大字岩戸5805番地
理事	工藤 和也	西臼杵郡高千穂町大字岩戸5067番地

理 事	甲 斐 政 雄	西臼杵郡高千穂町大字岩戸7402番地8
理 事	佐 藤 実 夫	西臼杵郡高千穂町大字岩戸4023番地
理 事	飯 沼 和 浩	西臼杵郡高千穂町大字岩戸2430番地2
監 事	稲 葉 和 幸	西臼杵郡高千穂町大字岩戸6237番地3
監 事	興 梶 克 百	西臼杵郡高千穂町大字岩戸2122番地
監 事	佐 藤 雅 治	西臼杵郡高千穂町大字岩戸1165番地9

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により、鳩越土地改良区（都城市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和7年5月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	木 下 秀 幸	都城市高崎町縄瀬4057番地24
理 事	中 村 良 一	都城市高崎町縄瀬4310番地
理 事	吉 留 正 雄	都城市高崎町縄瀬2685番地7
理 事	田ノ上 義 秋	都城市高崎町縄瀬4079番地2
理 事	吉 元 龍 一	都城市高崎町縄瀬4712番地
理 事	池 田 清 純	都城市高崎町江平1211番地23
監 事	鶴 戸 謙 司	都城市高崎町江平2329番地13
監 事	有 村 益 美	都城市高崎町縄瀬2525番地
監 事	田 原 千 賀子	都城市高崎町縄瀬4306番地

（任期：令和11年3月31日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	松 木 俊 一	都城市高崎町縄瀬4305番地ロ

理 事	宮 園 秀 行	都城市高崎町縄瀬4016番地4
理 事	吉 留 正 雄	都城市高崎町縄瀬2685番地7
理 事	小 園 利 伸	都城市高崎町縄瀬4082番地
理 事	蔵 元 省 二	都城市高崎町縄瀬4403番地4
理 事	上小牧 孝 一	都城市菓子野町 10431番地10
理 事	新 穂 まり子	都城市高崎町縄瀬4687番地
理 事	池 田 清 純	都城市高崎町江平1211番地23
監 事	荒 田 みどり	都城市高崎町縄瀬4388番地1
監 事	中 島 和 博	都城市高崎町縄瀬2848番地28
監 事	田 原 千 賀子	都城市高崎町縄瀬4306番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により、横市土地改良区（都城市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和7年5月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	永 山 透	都城市南横市町8309番地1
理 事	久 留 信 生	都城市横市町6470番地8
理 事	内 村 義 明	都城市志比田町7325番地
理 事	今 山 学	都城市横市町5985番地
理 事	福 留 勝 徳	都城市横市町 10654番地
理 事	中 村 良 雄	都城市横市町5781番地
理 事	鎌 田 和 義	都城市南横市町4084番地1
理 事	奥 正 俊	都城市志比田町4623番地1
理 事	徳 益 吉 明	都城市志比田町4508番地10
理 事	岡 元 孝 仁	都城市蓑原町1856番地4
理 事	松 原 孝 一	都城市蓑原町2931番地1
理 事	岡別府 利 幸	都城市南横市町2052番地1

理 事	入 未 幸 夫	都城市乙房町 143番地
監 事	内 村 仁 子	都城市志比田町4789番地
監 事	久 留 貞 洋	都城市蓑原町2964番地
監 事	三 好 久 夫	都城市南横市町4002番地14

（任期：令和11年5月4日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	永 山 透	都城市南横市町8309番地 1
理 事	久 留 信 生	都城市横市町6470番地 8
理 事	内 村 義 明	都城市志比田町7325番地
理 事	今 山 学	都城市横市町5985番地
理 事	福 留 勝 徳	都城市横市町 10654番地
理 事	中 村 良 雄	都城市横市町5781番地
理 事	鎌 田 和 義	都城市南横市町4084番地 1
理 事	奥 正 俊	都城市志比田町4623番地 1
理 事	徳 益 吉 明	都城市志比田町4508番地10
理 事	岡 元 孝 仁	都城市蓑原町1856番地 4
理 事	松 原 孝 一	都城市蓑原町2931番地 1
理 事	水 光 透	都城市南横市町2061番地 6
理 事	入 未 幸 夫	都城市乙房町 143番地
監 事	久 留 貞 洋	都城市蓑原町2964番地
監 事	三 好 久 夫	都城市南横市町4002番地14

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により

人事委員会規則

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 5 月 22 日

宮崎県人事委員会委員長 佐 藤 健 司

宮崎県人事委員会規則第24号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和28年宮崎県人事委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

、鳩越土地改良区（都城市）から令和 7 年 3 月 21 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 7 年 5 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、高崎町土地改良区（都城市）から令和 7 年 3 月 26 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 7 年 5 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、天岩戸土地改良区（高千穂町）から令和 7 年 3 月 31 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 7 年 5 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第 6 条の 3 第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に関する事業計画を定めた。

令和 7 年 5 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 調査を行う者の名称及び調査地域

調査を行う者	調 査 地 域
宮崎市	宮崎市大字内海・青島・清武町加納
都城市	都城市夏尾町・吉之元町
延岡市	延岡市川島町・北一ヶ岡・緑ヶ丘・二ツ島・南一ヶ岡・北方町槇峰・椎畑、北川町川内名
日南市	日南市大字楠原・酒谷・伊比井・毛吉田
小林市	小林市真方・北西方・細野
日向市	日向市美々津町、東郷町下三ヶ、幸脇
串間市	串間市大字崎田・大平・大納
西都市	西都市大字鹿野田・都於郡町・八重
えびの市	えびの市大字末永・東長江浦
国富町	東諸県郡国富町大字深年・須志田
綾町	東諸県郡綾町大字南保・入野・北保
高鍋町	児湯郡高鍋町大字南高鍋
椎葉村	東臼杵郡椎葉村大字大河内・不土野
高千穂町	西臼杵郡高千穂町大字向山
五ヶ瀬町	西臼杵郡五ヶ瀬町鞍岡
南那珂森林組合	串間市都井・市木

2 調査期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
様式第21号（その1）（第27条関係） （表面） 退職手当支払差止処分書 〔略〕 〔略〕 （裏面） 〔略〕 （支払差止処分の取消し） この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。 1 〔略〕 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。） 3 〔略〕 〔略〕 様式第21号（その2）（第27条関係） （表面） 退職手当支払差止処分書 〔略〕 〔略〕 （裏面） 〔略〕 （支払差止処分の取消し） この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 1 〔略〕 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、職員の退職手当に関する条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があった日から6か月を経過した場合 3・4 〔略〕 〔略〕 様式第21号（その3）（第27条関係） （表面） 退職手当支払差止処分書 〔略〕 〔略〕 （裏面） 〔略〕 （支払差止処分の取消し） この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。	様式第21号（その1）（第27条関係） （表面） 退職手当支払差止処分書 〔略〕 〔略〕 （裏面） 〔略〕 （支払差止処分の取消し） この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。 1 〔略〕 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。） 3 〔略〕 〔略〕 様式第21号（その2）（第27条関係） （表面） 退職手当支払差止処分書 〔略〕 〔略〕 （裏面） 〔略〕 （支払差止処分の取消し） この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 1 〔略〕 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、職員の退職手当に関する条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があった日から6か月を経過した場合 3・4 〔略〕 〔略〕 様式第21号（その3）（第27条関係） （表面） 退職手当支払差止処分書 〔略〕 〔略〕 （裏面） 〔略〕 （支払差止処分の取消し） この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。

ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 1 [略] 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、職員の退職手当に関する条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があった日から6か月を経過した場合 3・4 [略]	ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 1 [略] 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、職員の退職手当に関する条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があった日から6か月を経過した場合 3・4 [略]
[略] 附 則 この規則は、令和7年6月1日から施行する。	